

下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準の改正案の概要

平成28年10月
中小企業庁取引課

背景

- これまで産業界に対して行ってきた調査やヒアリングの中で、一律〇%の原価低減要請、金型保管費用の負担及び手形による支払い条件等の取引慣行における課題が明らかになった。
- 下請中小企業が賃上げできる環境の整備に向けて、サプライチェーン全体での取引適正化や付加価値向上に取り組んでいくことが重要。そのための対策を、平成28年9月15日に「未来志向型の取引慣行に向けて」としてとりまとめたところ。
- これに基づき、取引先の生産性向上への協力、労務費上昇分に対する考慮、サプライチェーン全体での取引適正化など、親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行を追記するなど、所要の改正を行うもの。

改正の主なポイント

1. 取引先の生産性向上等への協力

- 親事業者は、生産性向上等の努力を行う下請事業者に、必要な協力をするよう努める。
 - ①生産性の向上に関する課題を解消するため、下請事業者との面談、工場の訪問等に努める。
 - ②課題が設計、仕様、基準等に関わる場合には関係部署やサプライチェーン全体で連携して対応する。

2. 原価低減要請

- (1)双方が協力して生産性改善などに取り組み、その結果、生じるコスト削減効果を、寄与度を踏まえて価格に反映するなど、合理性の確保に努める。
- (2)原価低減要請を行うに当たっては、客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く要請と受け止められないことがないよう、十分に留意する。(目標数値のみを示しての要請、等)

3. 取引対価への労務費上昇分の影響の考慮

- (1)親事業者は、労務費上昇に伴う取引対価の見直し要請があった場合には、協議に応じる。
- (2)人手不足や最低賃金の引き上げに伴う労務費上昇については、その影響を十分に加味して協議する。

4. 型の保管・管理の適正化

- 量産期間後の補給品支給時において、金型、木型などの型の保管に関して、双方が十分に協議した上で、必要事項を明確に定める。
(生産予定期間、型の保守・メンテナンス・改造・改修費用等の負担、廃棄の基準や申請方法、等)

5. 手形支払及び支払関係

- (1)下請代金は、できる限り現金で支払う。【改正なし】
- (2)手形等の現金化にかかる手数料等のコスト負担については、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議する。
- (3)手形等のサイトについては、繊維業90日以内、その他の業種120日以内とすることは当然として、段階的に短縮に努めることとし、将来的には60日以内とするよう努力する。
- (4)中小企業以外の親事業者から率先して取り組む。サプライチェーン全体で取組を進める。

6. 下請適正取引推進のためのガイドラインの位置付け

- (1)親事業者は、マニュアルや社内ルールを整備することにより、業種別下請ガイドラインに定める内容を自社の調達業務に浸透させるよう努める。
- (2)業界団体等は、サプライチェーン全体の取引の適正化を図るため、業種別下請ガイドラインに基づく活動内容を定めた自主的な行動計画を策定し、その結果を継続的にフォローアップするよう努める。